



# 熊本県公報

第 1 2 2 3 2 号

平成 25 年 7 月 19 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○本渡都市計画下水道事業（天草公共下水道）の事業計画変更・・・	（下水環境課） 1
○特定計量器定期検査の実施・・・	（産業支援課） 2
○道路の供用開始・・・	（道路保全課） 2
<b>公 告</b>	
○特定調達契約に係る契約相手方の決定・・・	（管財課） 2
○都市計画法による開発行為行為工事完了公告・・・	（建築課） 3
○土地改良事業の工事完了・・・	（農村計画課） 3
○土地改良事業の計画の変更・・・	（ 〃 ） 3
○都市計画法による開発行為行為工事完了公告・・・	（建築課） 3
○都市計画法による開発行為行為工事完了公告・・・	（ 〃 ） 3
○道路の位置の指定・・・	（ 〃 ） 4
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出・・・	（商工振興金融課） 4
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出・・・	（ 〃 ） 4
<b>登 載 依 頼</b>	
○第 2 期熊本県教育振興基本計画検討委員会（第 1 回会合）の開催・・・	（教育政策課） 5
○熊本県警察 I C カード運転免許証追記端末装置等の貸貸借に係る一般競争入札参加資格等・・・	（警察本部運転免許課） 5
○熊本県警察 I C カード運転免許証追記端末装置等の貸貸借に係る一般競争入札の実施・・・	（ 〃 ） 6
○有明海自動車航送船組合平成 2 5 年第 2 回臨時会の招集・・・	（有明海自動車航送船組合） 10
○平成 2 5 年度第 1 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催・・・	（熊本県公共事業再評価監視委員会） 10
<b>正 誤</b>	
○平成 2 5 年 7 月 2 日熊本県公報第 1 2 2 2 7 号目次中・・・	（団体支援課） 10

## 告 示

### 熊本県告示第 7 0 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 5 年 7 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 天草市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 本渡都市計画下水道事業（天草公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和 4 6 年 1 2 月 1 8 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 該当なし
  - (2) 使用の部分
 

昭和 4 6 年熊本県告示第 1 0 3 1 号、昭和 4 7 年熊本県告示第 8 5 9 号、昭和 5 5 年熊本県告示第 8 2 号、昭和 5 6 年熊本県告示第 5 3 7 号、昭和 5 6 年熊本県告示第 8 7 5 号、昭和 5 9 年熊本県告示第 1 3 0 号、昭和 6 2 年熊本県告示第 4 3 0 号、平成 2 年熊本県告示第 6 1 2 号、平成 8 年熊本県告示第 2 7 0 号、平成 1 1 年熊本県告示第 6 1 8 号、平成 1 6 年熊本県告示第 1 0 4 5 号、平成 1 8 年熊本県告示第 2 0 8 号及び平成 2 3 年熊本県告示第 1 5 2 号の事業地のうち、天草市本渡町大字広瀬字野田、字釜道及び字大矢崎並びに天草市本渡町大字本戸馬場字下山仁田、字山仁田、字観音、字一の勢、字井手原及び字法泉並びに天草市本渡町大字及び字友の迫、字丸田、字森の木及び字野原並びに天草市本渡町大字及び字下山仁田並びに天草市亀場町大字亀川字下浜田において事業地を変更し、同事業地に天草市本渡町大字広瀬字先野田を加える。

**熊本県告示第 7 0 7 号**

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定による特定計量器の定期検査の実施について次のとおり変更する。

平成 2 5 年 7 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査区域	検査日	検査受付時間	変更前検査場所	変更後検査場所
荒尾市	平成 2 5 年 8 月 8 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	小袋工芸館	荒尾総合文化センター
玉名市	平成 2 5 年 8 月 1 9 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	J A 玉名横島供給 センター	玉名市横島支所
玉名市	平成 2 5 年 8 月 2 0 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	J A 玉名天水野菜 集荷所	玉名市天水公民館

**熊本県告示第 7 0 8 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 7 月 1 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 7 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	鯛生菊池線	菊池市班蛇口字鳥越 2 2 5 0 番 2 地先から 同所 2 2 5 0 番 2 地先まで	20.0	災害復旧
	旭志鹿本線	菊池市森北字鳥越 2 0 6 2 番 1 地先から 同所 2 0 6 2 番 1 地先まで	11.0	災害復旧
	辛川鹿本線	菊池市泗水町亀尾字中出 2 9 9 1 番地先から 菊池市泗水町亀尾字前田 2 7 6 2 番地先まで	300.0	一括交安

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 7 月 1 9 日

**公 告**

**熊本県公告第 4 0 5 号**

特定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 5 年 7 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部総務私学局管財課  
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成 2 4 年 9 月 2 5 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
日本環境安全事業株式会社北九州事業所  
福岡県北九州市若松区響町一丁目 6 2 番 2 4

- 5 契約に係る契約金額  
130,712,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第1号による。

**熊本県公告第406号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。  
平成25年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇城市松橋町曲野字金ヶ崎2162番2及び同町久具字猫迫680番2  
283.79平方メートル（全体区域面積29,300.54平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宇城市松橋町久具691番地  
社会医療法人 黎明会

**熊本県公告第407号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成25年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	芦北	昭和56年11月28日	平成25年5月29日	熊本県

**熊本県公告第408号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営和水西部地区（竹本工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

- この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成24年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営和水西部地区（竹本工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年7月22日から平成25年8月16日まで
- 3 縦覧場所  
和水町役場

**熊本県公告第409号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成25年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市栄字南沖3792番10及び里道の一部  
1,352.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区上南部二丁目1番100号  
株式会社 ハピネス

**熊本県公告第410号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成25年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 合志市豊岡字大摩原2000番90、同2000番418及び同2000番4689、859.04平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市東区尾ノ上一丁目5番20号  
 株式会社 南栄開発  
 熊本市東区月出一丁目2番24号  
 株式会社 イワイホーム

**熊本県公告第411号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成25年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区田迎五丁目4番6号  
 2 築造者の氏名 TAKASUGI株式会社  
 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字南楽善221番3  
 4 道路の幅員 5.00メートル  
 5 道路の延長 91.15メートル  
 6 指定年月日 平成25年7月9日  
 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第63号

**熊本県公告第412号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。  
平成25年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ダイレックス松橋店・エルバリュウ松橋店  
 宇城市松橋町大字松橋字浜田29番地ほか  
 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 (1) 変更前 1,624平方メートル  
 (2) 変更後 728平方メートル  
 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
 平成25年7月5日  
 4 変更する理由  
 増床計画中止のため

**熊本県公告第413号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成25年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ダイレックス松橋店  
 宇城市松橋町松橋字浜田29-4ほか  
 2 大規模小売店舗を設置する法人の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
有限会社ジャパントライサービス 代表取締役 松本秀夫	熊本県宇城市松橋町松橋29番地
ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
他未定	

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成26年1月30日（希望予定日）  
 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 2,689平方メートル  
 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 110台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
No.1 A棟東側 23台  
No.2 B棟東側 10台 合計33台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
No.1 A棟北側 40平方メートル  
No.2 B棟南側 52平方メートル  
合計92平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
A棟内北側 19立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社（A棟入店）	午前9時	午後10時
未定テナント（B棟・C棟・D棟入店）	午前9時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地北側及び東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
6の(3)のNo.1 24時間  
6の(3)のNo.2 24時間

8 届出年月日

平成25年7月4日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課

平成25年7月19日から平成25年11月19日まで

**登載依頼**

**熊本県教育委員会公告第4号**

第2期熊本県教育振興基本計画検討委員会（第1回会合）の開催について  
第2期熊本県教育振興基本計画検討委員会（第1回会合）を次のとおり開催します  
平成25年7月19日

熊本県教育長 田 崎 龍 一

- 1 開催日時  
平成25年7月26日（金） 午前10時から正午まで（2時間程度）
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺1丁目33-18  
水前寺共済会館グレースシア1階 芙蓉
- 3 議事
  - (1) 会議の公開について
  - (2) 第2期熊本県教育振興基本計画検討委員会委員長の選任について
  - (3) 第2期熊本県教育振興基本計画の骨子案について
  - (4) 今後のスケジュールについて
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方は、当該会議の開催予定時刻までに、会議の会場において受付を行い、事務局の指示に従って会議の会場に入ってください。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
第2期熊本県教育振興基本計画検討委員会事務局（熊本県教育庁教育政策課）  
（電話 096-333-2673）

**熊本県警察本部告示第5号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加

する者に必要な資格等について告示する。

平成25年7月19日

熊本県警察本部長 西郷 正実

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県警察ICカード運転免許証追記端末装置等の賃貸借
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成25年8月1日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊運免公告第403号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月19日

熊本県警察本部長 西郷 正実

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 賃貸借物品及び数量  
熊本県警察ICカード運転免許証追記端末装置等 一式
  - (2) 賃貸借物品に係る入札・契約担当部局  
熊本県警察本部運転免許課 免許第二係
  - (3) 賃貸借物品の規格、品質等  
熊本県警察ICカード運転免許証追記端末装置等仕様書（以下「仕様書」という。）による。
  - (4) 賃貸借期間  
平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
  - (5) 納入期限  
平成25年12月27日（金）
  - (6) 納入場所  
熊本県運転免許センター（熊本県菊池郡菊陽町辛川2655番地）  
※詳細については、別途指示
  - (7) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、5(2)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けられたものに限り、紙入札により入札することができる。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (8) 入札金額  
入札金額は、賃借料1月当たりの金額とする。見積りに当たっては、60月賃借料

率で計算すること。  
 なお、落札者決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額に引き入札すること。

(9) 貸借に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(10) 最低制限価格の設定  
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA 機器類）」に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。

ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間  
 公告の日から平成 25 年 8 月 1 日（木）午後 5 時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 仕様書の内容を満たしていること。

(6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。  
 イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。  
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）第 2 条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための事前承認

(1) 提出書類  
 この入札に参加を希望する者は、2(5)に定める条件を満たす者であることの承認を受けするため、事前に次に掲げる書類を提出すること。

ア 機能等証明書 1 部（別添様式 1）  
 イ 納入機器一覧 2 部（別添様式 2）

(2) 提出方法

(1)ア及びイに掲げる書類は、書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 25 年 8 月 7 日（水）午後 5 時まで

(4) 提出先

1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 承認結果の通知

承認結果の通知は、機能等証明書技術審査結果通知書（別添様式 3）により通知する。

#### 4 入札参加のための確認申請

##### (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (6) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書（別添様式 4）

イ 機能等証明書技術審査結果通知書

ウ 役員等一覧（別添様式 5）

##### (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに添付するイ及びウの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える場合は、イ及びウの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イ及びウの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1) ア、イ及びウに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

##### (3) 提出期間

公告の日から平成 25 年 8 月 14 日（水）午後 5 時まで

##### (4) 提出先

1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

##### (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書（別添様式 6）により通知する。

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札説明書、入札仕様書及び入札書等の様式の取得並びに入札質問に対する回答の閲覧

入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成 25 年 8 月 29 日（木）午後 5 時まで行う。

##### (2) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成 25 年 8 月 29 日（木）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 25 年 8 月 30 日（金）午前 10 時

(イ) 場所 熊本県菊池郡菊陽町辛川 2 6 5 5 番地

熊本県警察本部運転免許課 免許第二係（熊本県運転免許センター 2 階）

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を (ア) の日時に (イ) の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 25 年 8 月 29 日（木）午後 5 時（必着）までに 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と、中封筒の表に「入札案件の名称」と及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「入札案件名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

##### (3) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて (2) イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに (2) イ (イ) の場所で開札を行うものとする。

##### (4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

##### (5) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
 エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札  
 オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金  
 免除する。
- 6 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
 要
- (2) 契約の締結期限  
 落札者の決定の日から起算して 14 日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日
- (4) 契約保証金  
 契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 7 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 8 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。  
 （本公告に係る入札・契約担当部局）  
 熊本県警察本部運転免許課 免許第二係（熊本県運転免許センター 2 階）  
 電話番号 096-233-0110（内線 361）  
 ファックス番号 096-233-2227
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課 管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455  
 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日を除く。）
- 9 Summary
- (1) Name and quantity of commodity:  
 A set of drivers license IC card writing information terminal devices for Kumamoto Prefectural Police (one set).
- (2) Deadline for supply of items:  
 December, 27th, 2013
- (3) Date and place to submit bidding:  
 August, 30th, 2013, 10:00a. m.  
 Kumamoto Prefectural Police Headquarters  
 Drivers license division  
 Drivers license 2nd section (Kumamoto Drivers license Center 2F)  
 2655, Karakawa, Kikuyo Town, Kikuchi Country, Kumamoto Prefecture.  
 869-1107 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):  
 August, 29th, 2013, 5:00p. m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:  
 Japanese language and currency only

(6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:  
 Kumamoto Prefectural Police Headquarters  
 Drivers license division  
 Drivers license 2nd section (Kumamoto Drivers license Center 2F)  
 2655, Karakawa, Kikuyo Town, Kikuchi Country, Kumamoto Prefecture.  
 869-1107 Japan  
 Tel. 096-233-0110

**有明海自動車航送船組合告示第 3 号**

有明海自動車航送船組合議会平成 25 年第 2 回臨時会を平成 25 年 7 月 29 日午前 11 時熊本県玉名市に招集する。  
 平成 25 年 7 月 19 日

有明海自動車航送船組合  
 管 理 者 川 崎 邦 宏

**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 1 号**

平成 25 年度第 1 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。  
 なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。  
 平成 25 年 7 月 19 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
 平成 25 年 7 月 30 日 (火)  
 午前 9 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 2 開催場所  
 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議事 (予定)  
 (1) 平成 25 年度公共事業再評価対象事業について
- 4 傍聴者の定員  
 10 人
- 5 傍聴手続  
 (1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の 30 分前から開始し、10 分前で終了します。  
 (2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先  
 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県公共事業再評価監視委員会事務局 (熊本県土木部土木技術管理課)  
 電話 096-333-2490

<b>正 誤</b>
------------

平成 25 年 7 月 2 日熊本県公報第 1 2 2 2 7 号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	7	団体支援課	国体支援課